

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 0 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者に対し、次の処分を行うことを決定しましたので、お知らせします。

1 指定障害福祉サービス事業者

- (1) 法人の名称 特定非営利活動法人 E G A O
- (2) 代表者 理事長 瀬戸 悟
- (3) 所在地 相模原市中央区陽光台 2 丁目 2 番 6 号

2 処分に関する内容

事業所名	ひまわり工房	グループホーム憩 2
サービスの種類	生活介護	共同生活援助
利用者 (5 月 1 5 日時点)	4 0 名	6 名
所在地	相模原市中央区陽光台 2 丁目 2 番 6 号	相模原市中央区陽光台 4 丁目 5 番 1 2 号
指定年月日	平成 2 6 年 4 月 1 日	令和 5 年 1 0 月 1 日
処分	指定取消	指定の一部効力の停止（新規利用者の受入停止 3 か月）
処分年月日	令和 7 年 5 月 2 2 日	令和 7 年 5 月 2 2 日
効力発生日又は効力停止の期間	効力発生日 令和 7 年 6 月 1 日	効力停止の期間 令和 7 年 5 月 2 2 日から同年 8 月 2 1 日まで
主な処分理由	(1) 人格尊重義務違反（法第 5 0 条第 1 項第 3 号） 男性の法人役員兼生活支援員が、特定の女性利用者の背中側から洋服の中に手を入れ、肌に触れるなどの虐待行為を行った。	不正請求（法第 5 0 条第 1 項第 6 号） 利用者 6 名について、支援を行ったように装い、訓練等給付費（概算額約 7 0 万円）を不正に請求し受領した。

	(2) 不正請求（法第50条第1項第6号） 利用者19名について、支援を行ったように装い、介護給付費（概算額約530万円）を不正に請求し受領した。 (3) 虚偽の答弁（法第50条第1項第8号） 法人役員兼管理者が、虐待事案を把握していたにもかかわらず、把握していない旨の答弁を行った。また、不正請求事案に関与しているにもかかわらず、当初、関与を否定していた。	
--	---	--

3 利用者について

利用者及び保護者が他の事業所の利用を希望する場合は、指定取消の日までに他の事業所への引継ぎを行い、利用者のサービス継続が適切に行われるよう事業者に対し指導するとともに、市も関係機関と連携し対応を行います。

問合せ先

福祉基盤課指導監査室

電話：042-707-7274（直通）